

湯河原町真鶴町衛生組合

分別収集計画

(第10期)

令和4年6月

湯河原町真鶴町衛生組合
湯河原町環境課
真鶴町税務町民課

湯河原町真鶴町衛生組合分別収集計画

目 次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	1
4	対象品目	1
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	2
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)	4
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	7
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	7
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	8
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 (法第8条第2項第7号)	8
13	その他のリサイクル	8

湯河原町真鶴町衛生組合分別収集計画

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

湯河原町・真鶴町で構成する湯河原町真鶴町衛生組合においては、循環型社会の形成、地球温暖化対策の推進のために分別収集方法も含めたより効率的なごみ処理の方法について検討を行っているところである。また、廃棄物処理施設は建設後 25 年以上を経過しており、各設備、機器等の更新、機能回復を図るため中長期維持管理計画を策定し、施設の延命化に取り組んでいる。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第 8 条に基づいて一般廃棄物の多くを占める容器包装廃棄物の分別収集及び地域における容器包装廃棄物の 3 R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、住民・事業者・行政がそれぞれの役割や具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の 3 R を推進するとともに、廃棄物の減量や廃棄物処理施設の延命化、資源の再利用化が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- (1) 容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用を基本とした地域社会づくり。
- (2) すべての関係者が一体となった取組による環境負荷の低減。

3 計画期間

本計画の計画期間は令和 5 年 4 月を始期とする 5 年間とし、令和 7 年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

容器包装廃棄物	年 度	5 年 度	6 年 度	7 年 度	8 年 度	9 年 度
	衛生組合		3,281 t	3,231 t	3,163 t	3,104 t
内 訳	湯河原町	2,669 t	2,630 t	2,575 t	2,529 t	2,482 t
	真鶴町	612 t	601 t	588 t	576 t	564 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。

なお、実施にあたっては、衛生組合を構成する湯河原町並びに真鶴町及び両町の住民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力と連携を図ることが重要である。また、新たな品目の分別収集の実施については、湯河原町並びに真鶴町と協同で計画する。

(1) 啓発活動・環境学習の実施及び充実

ごみの分け方・出し方の冊子やごみ収集カレンダーの発行、町ホームページの活用、ごみ分別などに関する講座等の開催や、学校での環境教育に積極的に協力するなど、ごみ処理の現状に関する情報提供等を行い、リサイクル・リユース意識の向上を図る。

また、「県西2市8町プラごみゼロ共同宣言」を令和4年2月に宣言したが、この宣言に基づく各種啓発活動等を県西2市8町が連携して取り組み、プラごみの排出抑制等を推進する。

(2) 排出抑制と再資源化の実施

可燃ごみ指定袋制度の導入、湯河原町では布類、天ぷら油の拠点回収を実施、真鶴町では布類の収集を実施。また、生ごみ処理器設置費助成事業、資源集団回収実施団体奨励事業等の実施に取り組み、ごみの減量・資源化を推進する。

7 分別収集するものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分

(法第8条第2項第3号)

最終処分量の削減、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集する容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、住民の協力度、両町が有する収集機材、衛生組合の選別再生施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

ただし、プラスチック製容器包装については、小田原市・足柄下地区ごみ処理広域化計画を踏まえ、令和8年度以降の実施を計画している。

湯河原町

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主として 無色のガラス製容器 ガラス製の 茶色のガラス製容器 容器 その他のガラス製容器	ガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート (PET)製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	ペットボトル以外のプラスチック製容器包装

真鶴町

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主として 無色のガラス製容器 ガラス製の 茶色のガラス製容器 容器 その他のガラス製容器	ガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート (PET)製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	ペットボトル以外のプラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び
容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み
(法第8条第2項第4号)

衛生組合全体

	5年度		6年度		7年度		8年度		9年度	
主としてスチール製の容器	43 t		41 t		41 t		40 t		40 t	
主としてアルミ製の容器	51 t		50 t		49 t		49 t		47 t	
無色のガラス製容器	(合計)									
	83 t		80 t		79 t		78 t		77 t	
	(引渡)	(独自処理)								
	83 t	0 t	80 t	0 t	79 t	0 t	78 t	0 t	77 t	0 t
茶色のガラス製容器	(合計)									
	56 t		55 t		54 t		53 t		52 t	
	(引渡)	(独自処理)								
	56 t	0 t	55 t	0 t	54 t	0 t	53 t	0 t	52 t	0 t
その他のガラス製容器	(合計)									
	65 t		63 t		62 t		61 t		60 t	
	(引渡)	(独自処理)								
	65 t	0 t	63 t	0 t	62 t	0 t	61 t	0 t	60 t	0 t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	3 t		3 t		3 t		3 t		3 t	
主として段ボール製の容器	250 t		246 t		241 t		237 t		232 t	
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計)									
	39 t		37 t		37 t		36 t		36 t	
	(引渡)	(独自処理)								
	39 t	0 t	37 t	0 t	37 t	0 t	36 t	0 t	36 t	0 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計)									
	0 t		0 t		0 t		57 t		54 t	
	(引渡)	(独自処理)								
	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	57 t	0 t	54 t	0 t

構成両町の内訳（湯河原町）

	5年度		6年度		7年度		8年度		9年度	
主としてスチール製の容器	32 t		31 t		31 t		30 t		30 t	
主としてアルミ製の容器	38 t		37 t		36 t		36 t		35 t	
無色のガラス製容器	(合計)									
	71 t		69 t		68 t		67 t		66 t	
	(引渡)	(独自処理)								
	71 t	0 t	69 t	0 t	68 t	0 t	67 t	0 t	66 t	0 t
茶色のガラス製容器	(合計)									
	48 t		47 t		47 t		46 t		45 t	
	(引渡)	(独自処理)								
	48 t	0 t	47 t	0 t	47 t	0 t	46 t	0 t	45 t	0 t
その他のガラス製容器	(合計)									
	56 t		55 t		54 t		53 t		52 t	
	(引渡)	(独自処理)								
	56 t	0 t	55 t	0 t	54 t	0 t	53 t	0 t	52 t	0 t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	2 t		2 t		2 t		2 t		2 t	
主として段ボール製の容器	199 t		196 t		192 t		189 t		185 t	
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計)									
	29 t		28 t		28 t		27 t		27 t	
	(引渡)	(独自処理)								
	29 t	0 t	28 t	0 t	28 t	0 t	27 t	0 t	27 t	0 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計)									
	0 t		0 t		0 t		48 t		45 t	
	(引渡)	(独自処理)								
	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	48 t	0 t	45 t	0 t

構成両町の内訳（真鶴町）

	5年度		6年度		7年度		8年度		9年度	
主としてスチール製の容器	11 t		10 t		10 t		10 t		10 t	
主としてアルミ製の容器	13 t		13 t		13 t		13 t		12 t	
無色のガラス製容器	(合計)									
	12 t		11 t		11 t		11 t		11 t	
	(引渡)	(独自処理)								
	12 t	0 t	11 t	0 t						
茶色のガラス製容器	(合計)									
	8 t		8 t		7 t		7 t		7 t	
	(引渡)	(独自処理)								
	8 t	0 t	8 t	0 t	7 t	0 t	7 t	0 t	7 t	0 t
その他のガラス製容器	(合計)									
	9 t		8 t		8 t		8 t		8 t	
	(引渡)	(独自処理)								
	9 t	0 t	8 t	0 t	8 t	0 t	8 t	0 t	8 t	0 t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	1 t		1 t		1 t		1 t		1 t	
主として段ボール製の容器	51 t		50 t		49 t		48 t		47 t	
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計)									
	10 t		9 t		9 t		9 t		9 t	
	(引渡)	(独自処理)								
	10 t	0 t	9 t	0 t	9 t	0 t	9 t	0 t	9 t	0 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計)									
	0 t		0 t		0 t		9 t		9 t	
	(引渡)	(独自処理)								
	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	9 t	0 t	9 t	0 t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

その他プラスチック製容器包装以外の品目については、直近年度の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率により算定。

また、人口推計は「日本の地域別将来推計人口」(※)を基に次のとおり設定した。

年 度	5 年 度	6 年 度	7 年 度	8 年 度	9 年 度
衛生組合域内計	28,653 人	28,136 人	27,619 人	27,102 人	26,585 人
湯 河 原 町	22,305 人	21,913 人	21,521 人	21,129 人	20,737 人
真 鶴 町	6,348 人	6,223 人	6,098 人	5,973 人	5,848 人

※ 「日本の地域別将来推計人口」(国立社会保障・人口問題研究所)

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)

分別収集・運搬業務は構成両自治体の責務において実施する。

衛生組合は搬入物の中間処理を行うとともに、新たに収集される廃棄物の中間処理体制の整備を図る。

なお、両町の自治会や住民団体等による資源集団回収で実施している紙類、缶類及ビン類等については、引き続きこれらの団体が分別収集を実施できるように支援する。

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階	備 考
スチール製容器	かん類	委託・直営による指定日回収	衛生組合	コンテナ、透明・半透明袋収集
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	びん類	委託・直営による指定日回収	衛生組合	コンテナ、透明・半透明袋収集
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
段ボール	段ボール	委託・直営による指定日回収	衛生組合 民間業者	紙箱、包装紙等は雑紙として収集
飲料用紙製容器	飲料用紙バック			
ペットボトル	ペットボトル	委託・直営による指定日回収	衛生組合	透明・半透明袋収集
その他のプラスチック製容器包装	ペットボトル以外のプラスチック製容器包装	(注)	(注)	(注)

(注) プラスチック製容器包装については、小田原市・足柄下地区ごみ処理広域化計画を踏まえ、令和8年度からの実施を計画している。

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

分別収集の用に供する施設計画

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	かん類	コンテナ・ 透明・半透明袋	2 t・4 t パッカー車	美化センター (粗大ごみ処理施設)
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	びん類	コンテナ・ 透明・半透明袋	天蓋車及び 平ボディ車	美化センター (選別処理施設)
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
段ボール	段ボール	紐で十文字に 縛る	天蓋車 2 t・4 t パッカー車	美化センター 古紙リサイクル事業者
飲料用紙製容器	飲料用紙パック			
ペットボトル	ペットボトル	透明・半透明袋	2 t・4 t パッカー車	美化センター (選別処理施設)
その他のプラスチック製容器包装	ペットボトル以外のプラスチック製容器包装	(注)	(注)	(注)

(注) プラスチック製容器包装については、小田原市・足柄下地区ごみ処理広域化計画を踏まえ、令和8年度からの実施を検討している。

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、衛生組合を構成する湯河原町、真鶴町は、町民や事業者の意見及び要望を聴取し、協同して分別収集推進体制を整備するとともに、自治会や住民団体等による資源集団回収を促進する。

13 その他のリサイクル

「その他紙製容器包装廃棄物」については、「雑紙」として、雑誌、書籍等と一緒に混合収集している。

(1) 雑紙収集量見込量

雑 誌	年 度		5 年 度	6 年 度	7 年 度	8 年 度	9 年 度
	衛 生 組 合		240 t	236 t	231 t	227 t	223 t
	内 訳	湯河原町	180 t	177 t	173 t	170 t	167 t
真鶴町		60 t	59 t	58 t	57 t	56 t	

(2) 雑紙中、「その他紙製容器包装廃棄物」の収集量見込量

そ の 他 紙 製 容 器	年 度		5 年 度	6 年 度	7 年 度	8 年 度	9 年 度
	衛 生 組 合		5 t	5 t	5 t	5 t	5 t
	内 訳	湯河原町	4 t	4 t	4 t	4 t	4 t
真鶴町		1 t	1 t	1 t	1 t	1 t	